	主						
W G	一務府省	法 人 名	主 な 業 務	常勤 職員数 (人)	H23 予算 (億円)	国の 財政 支出 (億円)	「勧告の方向性」(案)についての議論のポイント
	総務省	郵便貯金·簡 易生命保険管 理機構	・旧日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を管理し、これらに係る債務を履行すること	40	185, 943	_	<ul> <li>○ 業務委託先及び再委託先の内部統制機能を活用し、各組織で実施する内部監査結果を利用し実施効果を得るなどの手法を導入。</li> <li>○ 適切かつ効率的に業務を実施するため、貯金部、保険部等の関係を整理し、部の統合を含め組織・人員について計画的に削減。</li> <li>○ 権利消滅金等について、真に必要な額を控除の上国庫納付。</li> <li>【独法改革分科会WG中間報告(H23.10.14)】</li> <li>● 郵政改革法案において、法施行後3年を目途として、機構の解散について検討を加え、その結果に基づいて所要の法制度上の措置等を講ずることとされていることから、検討の前倒しの可能性、法人の解散についての見通し等について議論。</li> </ul>
1 W G	外務省	国際協力機構	<ul> <li>・開発途上地域に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施</li> <li>・開発途上地域の住民を対象とする国民等による協力活動の促進</li> </ul>	1, 711	15, 575 (注4)	2, 116	<ul> <li>○ 技術協力、有償資金協力及び無償資金協力事業については、開発途上国の真のニーズに応えるため、従来の要請主義ではなく、各事業を有機的に組み合わせたプログラム・アプローチにより、戦略的・効果的に実施。その際、事前、事後の評価等 PDCA サイクルを着実に推進。</li> <li>○ 国内定員が在外定員を大幅に上回っている現状を踏まえ、在外機能の強化の観点から、定員を国内から在外へシフト。</li> <li>○ 柔軟・機動的な本部組織体制構築のため、本部組織をスリム化。</li> <li>【独法改革分科会WG中間報告(H23.10.14)】</li> <li>● 国際協力機構、国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構は、統合により外交政策を効率的かつ効果的に実施するとの観点から、統合の可能性について引き続き検討。</li> </ul>
		国際交流基金	・国際文化交流の目的をもって行う人物の派遣及び招へい ・海外における日本研究に対する援助及びあっせん、日本語の普及 ・国際文化交流を目的とする催しの実施、援助及びあっせん	213	181	130	<ul> <li>○ 基本方針において、文化芸術交流事業(国内)は原則実施しない等とされたこと等を踏まえ、組織・人員をスリム化。</li> <li>○ 重複排除並びに業務の効果的・効率化実施の観点から、文部科学省、他独立行政法人等との役割分担を明確化、一体的な連携強化等のための仕組みを構築。</li> <li>【独法改革分科会WG中間報告(H23.10.14)】</li> <li>● 国際協力機構、国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構は、統合により外交政策を効率的かつ効果的に実施するとの観点から、統合の可能性について引き続き検討。</li> </ul>
2 W G	経済産業省	日本貿易保険	・貿易・投資など対外取引に おいて生ずる通常の保険に よって救済することができ ない危険を保険する事業	130	410	-	<ul> <li>○ 貿易再保険特別会計の廃止に伴う新たな制度設計に当たっては、国の政策判断を的確に反映させつつ法人のリスク判断が的確に行われる仕組みの在り方について検討。</li> <li>○ リスクを的確に分析・評価するため、職員の専門能力を高め、リスク審査能力を向上。</li> <li>【独法改革分科会WG中間報告(H23.10.14)】</li> <li>● 事業仕分けにより、特別会計が廃止され当該法人に一体化されることとされたところであり、会社法のガバナンスの導入(特殊会社化)について議論。通常時では独立採算が見込める法人であることから、特殊会社化の検討とともに、一部業務のアウトソーシングについても検討。</li> </ul>
		原子力安全基 盤機構	<ul> <li>・原子力施設及び原子炉施設に関する検査その他これに類する業務</li> <li>・原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価に関する業務</li> <li>・原子力災害の予防及び拡大の防止並びに原子力災害の復旧に関する業務</li> <li>・エネルギーとしての利用に</li> </ul>	426	216	201	<ul> <li>○ 度重なる検査ミスなど、国民の信頼を失墜させる事態が発生しており、組織風土の改革が必要。検査主体、検査要領の作成手法を含む検査の方法、内部チェックシステム、監視の仕組み等の抜本的な見直しが必要。</li> <li>○ 原発関連企業等の出身者が検査を行うことは、検査の厳格性・中立性・公正性を確保し、失墜した国民の信頼を取り戻すため、廃止に向けた抜本的な見直しが不可避。</li> <li>○ オフサイトセンターの維持管理のため原発関連企業 10 社へ業</li> </ul>

			関する原子力の安全の確保に関する調査、試験、研究及び研修に関する業務 ・エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保に関する情報の収集、整理及び提供に関する業務 ・上記に関する附帯業務				務委託しているが、国民目線から不透明感が否めないこと等を踏まえ、オフサイトセンターの管理運営方法について見直し。  ○ 研究等業務については、原発事故収束への対応等の緊急課題対応の研究に傾注するため、安全研究テーマの抽出を目的とした基礎・基盤研究を廃止するほか、必要性の認められないプロジェクトや長期実施しているプロジェクト等については、中止や一時停止等により財源をねん出。  ○ 50歳以上の技術系職員が2/3以上を占め、今後数年間で100名以上の退職が予定されていることから、中長期的視点から人材の採用・育成を図り、検査技術等の継承が円滑に行えるよう集中した取組が必要。  【独法改革分科会WG中間報告(H23.10.14)】  ● 当該法人は環境省へ移管の予定であること、また、原子力行政全般の見直しの中で、法人の形態等については、新たな原子力行政の在り方
3 W G	科	科学技術振興機構	<ul> <li>・新技術の創出に資する研究及び企業化に向けた開発</li> <li>・科学技術に関する情報の流通促進・研究開発の交流支援</li> <li>・科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進</li> </ul>	1, 494	1, 178	1, 050	を踏まえ検討することが必要であることを確認。
		自動車事故対策機構	<ul><li>・自動車運送事業者の運行管理者に対する指導講習</li><li>・事業用自動車運転者に対する適性診断</li></ul>	334	141	107	<ul> <li>研究開発を担う法人について、制度の在り方に関する意見を聴取。主なポイントは、学術的評価の強化等。</li> <li>研究開発を行う法人の在り方については、政府全体の研究開発体制の在り方の中で検討をしていくことが必要。</li> <li>すべての研究開発を行う法人に共通して、①組織の規模、②研究領域、③研究の進め方、④ガバナンスの強化、⑤新たなニーズへの柔軟な対応、といった視点から、組織の大くくり化による統合・一本化を検討。</li> <li>※ 上記は、文科省所管の研究開発を行う法人に関する共通事項。</li> <li>安全指導業務について、適性診断事業及び指導講習事業の民間参入を促進するため、民間参入の障壁となる要因の分析を行った上で、具体的な取組を明記。</li> <li>療護センターについて、公平な治療機会を確保する観点から、</li> </ul>
4 W G	Ι±		<ul> <li>・自動車事故被害者の治療養護施設の設置・運用、介護料の支給</li> <li>・事故被害者・遺児への貸付</li> </ul>				センターの周知の徹底、知見・成果の普及促進や在宅介護者への支援を進める。併せて、必要な医療水準を維持しつつ更なるコスト削減に努める。  ○ 交通遺児等への生活資金貸付業務について、貸付け需要の的確な把握、債権管理・回収の一層の強化、債権管理・回収経費の更なる削減等に努める。併せて、制度存続の必要性を含めた他の手法についても検討。  ○ 全国 50 箇所に配置している支所等について、適性診断事業の電子化、安全指導業務への民間参入等を踏まえ、業務の集約化等にとどまらず支所の合理化。  【独法改革分科会WG中間報告(H23.10.14)】  ● 被害者擁護業務について、機構が病院に委託して行っていることから、機構を介在させずに国が直接委託することも含め、他の組織で業務を実施できないか検討。
		住宅金融支援 機構	・民間金融機関の供給する長期・固定金利の住宅ローン を買取り、機構で証券化し、 MBS(不動産担保証券) として投資家等に発行する	923	106, 332	1,007	<ul> <li>● その他の業務につき、自動車検査独立行政法人に移管する可能性を検討。</li> <li>○ 証券化支援事業について、事務の効率化等を進めることにより、フラット35の金利のうち事務運営経費部分を引下げ等商品性の見直し。</li> <li>○ 住宅融資保険事業及び住宅資金貸付事業について、民間参入を促進</li> </ul>

			業務(証券化支援業務) ・民間金融機関の住宅ローンの保険を引き受けることにより、住宅ローンの供給を支援する業務 ・災害復興住宅融資等の政策上重要で民間金融機関では対応困難なものについての融資する業務				<ul> <li>○ 住宅融資保険事業、住宅資金貸付事業及び住情報提供事業について一部を除き廃止されることを踏まえ、要員等を合理化。</li> <li>○ 住宅金融公庫由来の既往債権管理勘定以外の勘定の繰越欠損金について第二期中期目標期間の最終年度までに解消。</li> <li>【独法改革分科会WG中間報告(H23.10.14)】</li> <li>● 今後の組織形態として政府出資100%の特殊会社が選択肢としてある以上、まず特殊会社化を検討するよう指摘。併せて、機構の証券化支援業務により裨益している企業から出資を募る形で民間企業が本業務を担う可能性につき議論。</li> <li>● 特殊会社化する際の会社更生法の適用除外の可能性につき、国土交通省において具体的な検討を進めるべきと考えている。</li> </ul>
Ę W	/   生	労働のでは、対象を受ける。のでは、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	・内外の労働に関する事情及び労働政策についての調査研究 ・厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他関係者への研修	114	28	27	<ul> <li>○ 調査研究テーマごとに、労働政策への寄与度を示す新たな数値目標を設定し、調査研究の事前・中間・事後の各段階の評価基準を明らかにした上で、外部評価委員会の活用により、成果が期待できないと評価されたテーマは廃止するなど調査研究の重点化。</li> <li>○ 調査員について、研究員と調査員の成果を明確にした上で、調査員の位置付け等を改めて検証し、外部委託や非常勤職員を最大限活用した徹底的な業務見直しを行い、要員も適正規模に縮減。</li> <li>○ 労働行政担当職員研修業務の国への移管に伴い、間接部門の業務量が削減されることを踏まえ、組織の再編と併せて、職員構成も含めた業務運営体制の見直し。</li> <li>【独法改革分科会WG中間報告(H23.10.14)】</li> <li>● 労働者・求職者支援のワンストップサービス化を図るため、労働関係の独法を一つにまとめることも含め法人の在り方について検討。</li> <li>● 労働政策研究・研修機構については、国への移管も含め、引き続き、どのような形態が最も効率的かを検討。</li> <li>※ 上記は、厚労省所管の高齢・障害・求職者総合支援機構、労働者安全衛生総合研究所、勤労者退職金共済機構、労働政策研究・研修機構、労働者安全衛生総合研究所、勤労者退職金共済機構、労働政策研究・研修機構、労働者健康福祉機構の労災病院を除く部分に関する共通事項。</li> </ul>

- (注1) 常勤職員数(任期付きの常勤職員を含む。)は平成23年4月現在。
- (注2) H23 予算は当初予算ベースの23年度計画における支出予算の総額(他勘定への繰入れを含む。)。
- (注3) 国の財政支出は「平成23年度予算及び財政投融資計画の説明」(財務省主計局・理財局) による。
- (注4) 国際協力機構の有償資金協力部門については、平成23年度資金計画の額を計上。